

平成22年度第2回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日時：平成22年9月29日（水） 10時00分～12時00分

2 場所：全国都市会館 3階 第2会議室

3 出席者

委員：平野委員長、小出委員、菅原委員、次郎丸委員、関澤委員、寺本委員、碓氷委員、芳賀委員、満野委員、高橋委員、澤井委員、長澤委員、佐藤委員、有賀委員、和田委員、下村事務局次長（代理）

オブザーバー：廣瀬厚生労働省高齢者支援課課長補佐

消防庁：株丹次長、濱田審議官、濱田予防課長、滝予防課長補佐、三浦設備専門官、竹村国際規格対策官、守谷違反処理対策官、村瀬企画調整係長、塩谷設備係長、千葉予防係長、東規格係長、吉川事務官、篠木事務官、岡本事務官、大歳事務官、西田事務官、伊倉事務官、田村室長

4 配付資料

検討会次第

<資料>

○資料2-1 平成22年度第1回予防行政のあり方に関する検討会議事要旨（案）

○資料2-2 「基本問題に関する検討部会」における検討状況

- ・ 火災予防に係る国民の責務の法定
- ・ 出火防止対策の強化
- ・ 火災危険性評価の導入
- ・ 消防法令の履行確保方策
- ・ 消防法令違反等の公表制度の創設
- ・ 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化
- ・ 規制体系の再編
- ・ 性能規定化に伴う性能評価システムの整備
- ・ 小規模事業所及び大規模・高層建築物等の防火安全対策
- ・ 消防用機器等の公的認証制度のあり方
- ・ 講習制度のあり方

【参考】消防法に基づく講習のカリキュラム基準の見直しについて（案）

○参考資料 予防行政のあり方に関する総合的検討に係る都道府県・消防本部からの意見等

5 議事

(1) 前回議事要旨の確認

資料2-1「平成22年度第1回予防行政のあり方に関する検討会議事要旨（案）」に基づき、事務局から説明が行われた後、気付いた点については、10月5日までに事務局あてに申し出ることです承された。

(2) 第4回基本問題に関する検討部会（8月3日）の主な論点【火災予防の実効性向上】について

資料2-2「基本問題に関する検討部会」における検討状況に基づき、事務局から説明が行われた。

【火災予防に係る国民の責務の法定】

- ・ 国民の責務に係る規定よりも、失火の責任に関する法律において軽過失の場合は失火責任が否定されていることの方が問題である。根本となる失火の責任に関する法律において否定されたことを、消防法で責任があると定めるのは理屈が通らないのではないかと。実際の火災では、火災を起こした建物は自らの保険でもって直してしまうが、延焼した建物では自分たちで直さなければいけないという非常に不合理な状態が発生している現状がある。むしろ、そうした現状を見直していく方が、国民に対して責任の自覚を促すという意味では良いのではないかと。
- 失火責任法については、今までこの基本問題部会においても特に議論がされていない。これは民法の特別法的なもので、非常に古い歴史のある法律である。仮に、これを改正するとなると、例えば保険業界であるとか、様々な影響を与える可能性があり調整が必要な問題であることから、今回の検討の対象としていない状況である。
- 一方でご指摘のとおり、国民の責務については、この責務の規定でどういう効果を導けるのかという点に関し、検討部会でも様々なご意見をいただいているところであり、もう少しその必要性も含め勉強させていただきたい。
- ・ 失火責任法は明治の初めにできた法律であるが、政府委員の大半が反対していたものを議員が作ってしまったという法律である。また、保険に関しては、日本では火災による危険はほとんどないということで保険の計算を行っているとのことであるので、ほぼ影響はないのではないかと。

【出火防止対策の強化】

- ・ 火災調査については消防研究所があるが、この体制が現状ではどういう問題があるのか調査をしてもらいたい。火災の経過と問題点を明らかにして現在の表示公表制度にフィードバックし、それに基づき安全性の基準を示せるようになると、調査を行う意義が出てくる。また、そうした防火意識の高い防火対象物を積極的に評価することで、より安全な防火対象物ができるのであり、ぜひ検討の中に入れていただきたい。

【火災危険性評価の導入】

- ・ 4ページの火災危険性評価の導入に関して、小規模事業所は、法制化によりテナント等に対して指導しやすい状況になると考えている。また、大規模事業所は建物や用途が複雑・多様化していく状況にあり現在の消防法の適用については難しい面もあるので、火災危険性の評価の必要性もわからなくはない。しかし、中規模事業所については、現在においてもそれほど複雑なものがあるわけではないことを考えたとき、火災の危険性評価をどのように実施するのか教えていただきたい。
- 中規模事業所の火災危険性評価については、既に消防計画の作成等を実施しているので、チェックリストのようなものを念頭には考えている。ただ、現行の消防計画が形骸的なものになっているという問題意識の中で、現実には火災が起きたならば、どういう危険性があるのかということを経営者の方に認識をしていただくということが主眼である。したがって、過度な負担にならないような仕組みを検討していきたい。
- ・ 大規模事業所であれ中規模事業所であれ、いわゆる火災危険性評価は、所有者側からすれば工期を乱すものであり、さらになぜ総合的な危険性評価が必要なのかということが言われる場合がある。かつて、建築指導行政の中で、指導課長通達で防災計画評定という非常に機能していた制度があったが、それは規制緩和の中で現状では廃止されてしまったが、何らかの形で消防法においてぜひ実現していただきたい。
- また、高島屋のように歴史的建造物で百貨店として活用保存もしている重要文化財があるが、百貨店とし

て規制を受ける一方、重要文化財として認定されているため、スプリンクラーの設置等、現状の法規を適用すると重要文化財の価値をそこなってしまう。重要文化財の価値を保持しつつ、現行法規の水準のリスク担保をするためには、専門家による防災性能評価をしない限り答えは出てこない。そこで、第三者評価による規制が必要であるということをもって防災性能評価の制度を導入し、それを他の用途にも応用していけばスムーズに導入できるのではないかと。

- ・ 小規模事業所に対しても火災危険性評価を実施させるということであるが、東京都の場合、対象となる防火対象物だけで32万件、そして防火管理のいわゆる法第8条の対象となるものが10万件であるため、従来の3倍以上の対象物に指導が必要になってしまう。したがって、簡易なものにしていただかなければ消防署で対応できないので、ご配慮いただきたい。
 - ・ 危険性評価に関して、何をもちいて危険性というのか曖昧な部分がある。消防法に適合していてもまだ危険なのかという疑問もあり、危険性の判断については非常に慎重に行う必要がある。ハード面を整備し、それ以上は消防訓練で補完し、地震が発生し火災が起こった場合等に、いわゆる一番弱い部分に対処ができていれば、危険性評価は必要ないのではないかと。ただし、所有者やテナント全体の防火・防災意識がしっかりしているのかどうか、これがまさに危険性の一番の問題ではないかと。
- 火災危険性評価については、防火意識をどうやって向上させるのかが制度の最大の主眼である。事務局の問題意識としても過度な負担になると、提出をいただく事業者の負担にもなり、また消防機関の負担にもなるということもあるので、できるだけ負担がない形で防火意識を向上させることができる仕組みを考えていきたい。

【消防法令の履行確保方策】

- ・ 新たな履行確保の方法の導入として、直罰でもって履行を担保することが挙げられているが、実際には、検察は消防関係の罰則をほとんど受けてくれない現状がある。東京都では平成21年度中は5件であり、それ以前では検察は年間1件程度しか受けてもらえない状況であった。こうした状況において罰則で履行を担保することは事実上不可能であり、さらに検討していただきたい。
- 履行確保の方策については、ご指摘を踏まえ、どのような履行確保方策が有効なのか、引き続き勉強させていただきたい。
- ・ 履行確保の方策については十分に検討していただき、消防庁が警察と交渉をしていただく必要があるのではないかと。消防機関は火災に関する専門家であるのだから、その専門家の意見を聞いてもらえる体制を考える必要があるのではないかと。
- ・ 新たな履行確保方策の導入に当たっては、テナントの不備の問題が所有者側への規制強化につながらないような形でご配慮いただきたい。
- 現在の消防法令上は管理について権原を有する者が最終的に責任を負う形になっている。現在、管理についての権原がどのような形になるのかケーススタディー等を行っているところであり、それを通じて妥当な仕組みができるよう検討していきたい。

【消防法令違反等の公表制度の創設】

- ・ 防火対象物点検報告が未報告のところについては消防機関の指導が必要である。
- 防火対象物点検の未報告については、現在も違反処理マニュアル等で、ご指摘の形で進めているところである。

- ・ 法令違反の公表に関して、一部のテナントの瑕疵のためにビル全体が違反として公表されるのは問題がある。消防訓練の実施等、所有者側もテナントに対して指導を行ってはいるが、小規模なテナントでは防火管理等で難しい側面がある。違反を公表するにしても、指導を何回か行い、一定の段階になると措置を行うというように、ある程度順序づけを行うことが必要ではないか。
- 公表制度については、ビルの一部に瑕疵がある場合にビル全体に不備があるように見られないようにのご指摘であるが、事務局としては、テナント単位での公表を考えているところである。
- ・ 旅館・ホテル等を中心に実施されていた表示制度に関して、それが継続されなかった理由については何らかの議論又は調査が行われたのか、教えていただきたい。
また、公表制度については消防機関の過度な負担になることを避けたいといけなのではないか。立入検査を実施し、チェックを行うためには専門的な知識も必要になり、場合によっては営業中でも立入検査をする必要がある場合もある。そうしたことを踏まえると、ただ法令で定めたから実施するというのではなく、人員の不足や専門的な教育等何らかの改善が必要になる可能性もある。したがって、こうした問題について全国消防長会の意見を聴くことも必要ではないか。
- 表示公表制度等については、予防行政のあり方に関する総合的検討に係る都道府県及び消防本部からの意見等を取りまとめており、第三者による情報提供というような形で、防火対象物点検制度等について意見等が寄せられているところである。内容としては、国民に十分に周知がされていない、制度として分かり易くないというご指摘をいただいているところである。ご指摘の点について理解していただけるように努めていく方向で引き続き検討していきたい。
- ・ ホテルにおいては、表示制度による適マークは世界的に用いられていたが、現行の制度はほとんど外国人にはわからないという問題がある。実際にホテルが複合ビルに入っているもので、ホテル以外の部分に瑕疵があるために表示ができず、外国から表示がないとの指摘を受け営業的に非常に多大な損害をこうむったケースがある。したがって、防火対象物全体が適合していることも大事であるが、優良な対象物の場合には個別で表示ができるようにしておいたほうがよろしいのではないか。ただ、これは対象物によって異なるので、公平性を考えると難しいが、その辺を配慮した制度にさせていただくと、利用者にもわかりやすく非常に営業しやすいということがあるのではないか。
- 現在の表示制度については、例えばテナントビルで複数階層があり階段等を共有している場合に、下層部で火災が発生し煙が廊下に充満した場合、上層部は避難できなくなってしまうように、一部のテナントで表示がされていても、結果として防火対象物全体では危険性がある可能性もある。そのため、利用者にとって正しい情報が伝わらない可能性があることから、建物全体として点検報告が実施され不備がない状況でなければ表示できない制度にしているところである。
例えば、避難経路が共用されておらず、延焼拡大の可能性についても十分措置が取られているケースでも現状の制度では例外としていない。そういったケースで、点検報告を実施していない部分から火災が発生しても、点検報告を実施している部分に対し影響を及ぼさない防火対象物であれば、部分表示を行ったとしても利用者に誤解を与える可能性は少なく、制度の趣旨は満たしていると考えられるが、そういった点について現状を教えていただきたい。
- ・ 防火対象物の性格によってもかなり異なっている。優良な防火対象物は複数の避難経路が設けられているが、そうした内容と法令違反との関係をどう捉えるかが問題ではないか。防火対象物点検を実施していないことは良いことではないが、何十件という数のテナントが入れ替わるような大規模な防火対象物では、現在の景気の状態も考えると、点検報告を実施することは困難である。防火意識の低い所有者やテナントもあると思うが、法令違反の内容や程度と防火対象物の防火性能や火災危険性の問題を配慮した方策を検討してい

ただきたい。

- ・ 努力をして法令遵守や防火対策に努めている防火対象物については、その努力を評価するような施策が必要である。避難困難なもの等は論外であるが、避難経路は十分に確保されている一方で、ビル全体としては瑕疵があるという場合に、防火・防災に努めている部分を評価するような仕組みが法律ではない表示公表制度の長所であり、だからこそ、旅館・ホテルの表示公表制度というのは非常に成功したのではないか。
- ご指摘いただいた、一部に瑕疵があるために全体が表示できないという点については、十分な避難経路が確保されている場合等での配慮というご意見もありましたので、具体的に検討させていただきたい。
- ・ 防火優良認定証は頻繁にテナントの入れ替わりが行われる場合、取得することが非常に難しい。さらに、ホテルであれば、以前の適マーク制度は宿泊者が安心して宿泊できるという面があったが、しかし、一般のビル等では、非常に手間が係る一方で、取得したからといってメリットがないという意見もある。
- また、商業系のビルにおいても防火優良認定証があれば利用客が安心できるということで取得するビルもあるが、テナントの入れ替わりが頻繁で取得するのは非常に困難である。そうした点を踏まえ、取得しやすいものとし、一般の認知度が高まればもっと良い制度になるのではないか。
- 現在、消防法令上の各種届出が行われているか公表する制度を検討しており、例えばぐるなび等で活用する可能性についても検討しているところである。
- ・ 現実にはしばしば起こることであるが、査察時に危険物が認められた際に、どのような危険物であるのか確認しようにも、物質の名前を言うと、そこで何を行っているのかわかってしまうことがあり、企業秘密だから教えることはできないという問題が生じることがある。そういった内容については、消防機関内でのみ用いる情報とし、機密を保持するから情報提供させるようにしておかないと、危険性は排除されない。そうした問題についても十分に議論していただきたい。

【複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化】

- ・ 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化に係る論点整理において、全体又は専有部分で講ずべきところとあるが、これだけでなく防火管理の委託を受けて管理している場合における権原者及び各テナントの役割を明確にする必要がある。また、統括防火管理者の役割を強化することは重要であるが、テナントへの指導等については所有者側に責任を転嫁されるのは問題があるので、ご配慮いただきたい。
- 複合ビルにおいて、防火管理を委託された場合の役割の明確化についてご指摘があったが、管理権原というものを整理する中で検討させていただき、ガイドライン等を示していきたいと考えている。
- また、統括管理者については、ご指摘のような方向で検討を進めたい。
- ・ 防火管理の問題で先ほどから話が出ているように、所有者側とテナント側の責任の明確化は非常に難しい問題である。最近では、ビルの用途、所有者及びテナントが非常に頻繁に変更される状況にある。所有者が変更してされていなくても用途やテナントが頻繁に変更し、対応が難しいという問題がある。したがって、用途が変更された場合は消防機関が直ちに調査を行い、どのような問題があるのか具体的に指摘しないと、防火対象物の関係者側も是正が難しいという問題がある。
- また、違反を公表した場合、特に公平の原則に欠けるというようなこと、例えばA市とB市では指導内容等に差があるというような不公平がないようにする必要がある。それを踏まえると、消防機関が丸となって対応できるような体制をとる必要がある。十分に議論した上で進めていただきたい。
- また、複合ビル等の所有者等が頻繁に変更されている状況の中で、所有者とテナントの責任の区分を明確化することは難しいというご指摘については、引き続き検討していきたい。

(3) 第5回基本問題に関する検討部会(9月15日)の主な論点(火災予防に係る規制の合理化)

【規制体系の再編】

- 資料2-2の8ページから11ページ防火対象物の用途区分と、資料2-2の11ページに記載されている求められる防火性能のレベルをどうやって組み合わせるのか。例えば、資料2-2の11ページに記載されている飲食店の場合、5万㎡というものはないと思われるが、用途区分と防火性能のレベルの組み合わせをどうするのか分かりにくいので教えていただきたい。

また、資料2-2をみると、求められる防火性能のレベルに対し全て性能評価的な基準により規制されるように見える。しかし、消防法には仕様規定があり、これが1つの基本となるもので、複雑で評価しにくい防火対象物については第三者機関等で専門的に評価を行うというものではないか。例えば、避難安全検証法のように、防火対象物トータルで検証する中で無駄なところはできる限り排除し緩和しながら、確実に避難できる形で検証するものであれば、事業者側にもそれなりにメリットがある。しかし、ただ複合用途防火対象物であるから、まず防災性能評価が必要だというのはちょっと違うのではないか。従来の仕様規定がある上に、性能評価を行う形になると考えられるので、その辺が少しわからないので教えていただきたい。

- 将来的には、現状の約20ほどの用途区分をグループごとに大括り化しつつ、資料2-2の11ページにあるように、各グループごとに規模を目安として防火性能のレベル分けを行っていくことを考えている。

複合ビルについては、複合ビル全体の規制の合理化と併せて検討する予定であるが、用途を大括り化することにより、第3グループには、いわゆる商業ビルがほぼ含まれてくるので、複合用途に判定されていくものは少なくなっていくと考えている。

また、求められる防火性能のレベルが判定されたときに、結果的に必要となる対策については、基本的に2つの方向性があると考えている。まず1つは、求められる防火性能のレベルに見合った対策を既定の方法で簡便に満たしたい場合であり、現行の仕様規定の基準に相当する、レベルごとのパッケージのセットみたいなもの設定し、それに適合させる形になると考えている。

一方で、柔軟に対応できる方策として、通常基準とは異なる方法であっても、必要な性能を満たすということについて、個々の建物ごとに確認する仕組みというのが必要ではないかと考えている。その場合にどのような対策があれば、結果的に求められる防火性能のレベルを満たすのかという判断基準については、何らかの検証法を確立をしていくことが必要と考えている。

さらに、非常に高度で複雑かつ大規模な防火対象物になると、一定の検証法で評価するよりもむしろ、個々の防火対象物に応じて評価する仕組みが必要になる。以上のような方向性で性能評価法を位置づけていこうと考えている。ただし、どのような規定になっても、現在の仕様規定のような形で単純かつ簡単な方法で対策を取る方法は、当然、確保されていくべきであると考えている。

また、資料2-2の11ページと12ページの関係について端的に補足させていただきたくと、11ページは飲食店の場合に、面積で大小6ランクぐらいに分ける事例を示しているわけであるが、これが次の12ページの、第1グループにあるような自力避難困難者が大半である施設については、非常に小規模な防火対象物についても相対的に高いレベルで防火対策が要求されるということになる。極端な例として、そういった施設では小規模な防火対象物であってもレベル3から始まるということであり、求められる防火性能の6ランクの線引きについては、用途のグループによって左右されるということをイメージしている。

【性能規定化に伴う性能評価システムの整備】

- 政府の基本方針として技術基準の性能規定化というのは分かるが、消防法ではごく最近、設備単位での性能規定が定められた中で、さらに事業所や防火対象物単位での性能評価システムを設けることが本当に必要なのかという疑問がある。

消防用機器設備等の性能評価システム等は、現状でも大臣認定の特殊消防用設備等を拡大解釈して適用すれば何とか実現できる。しかし、防火対象物や事業所単位になると、建築基準法が性能基準で評価をしているのとダブルスタンダードになりはしないか。あるいは、消防法の範囲だけでは、建築基準法で規定している排煙設備等その他の設備を合わせて考えないと総合的な評価はできない。したがって、防火対象物や事業所単位での性能評価は無理があるのではないか。

また、現在の建築基準法の性能基準が成功しているかということ、決して成功しているわけではない。海外では、建築基準法の旧第38条の大臣認定制度が非常に評価されており、海外では実態上、旧第38条のような性能評価基準で行われている。極めて規格化した性能基準を用いているのは日本だけである。消防法の性能基準は決してその二の舞になってはいけけないのではないか。全国の建築技術者で防災に関わる人は、旧第38条を評価する意見が多い。したがって、大臣認定に加えて、何でもありのルートをバイパスルートとして設けておく必要がある。防火対象物の95%以上は従来の仕様書で建築されるのだし、それでみんな満足しているわけであるから、原則、性能基準化の必要は全くないのではないか。

→ 個々の防火対象物ごとの弾力性ということであるが、現行基準であっても消防法施行令32条でハードに関しての弾力的な基準があり、建築物の位置、構造、さらに個々の業態等に着目し、消防機関の判断でかなり弾力的に運用されているという実情を考えると、必要な性能があれば良いという考え方が本来ベースにあるべきという問題意識がある。

ただし、消防法第17条に基づく消防用設備等に関しては消防法施行令32条の基準に基づいて実施されているが、それ以外については非常に硬直的になっているので、全体的な対策をもって、これをもう少し柔軟に扱えるような構造にするべきではないかと考えている。そのため、ご指摘の何でもありのバイパスルートのような特殊なものについては、現行でも大臣認定という形で運用されているところであるが、それだけではなく多くの防火対象物においてももう少し弾力的に運用できる規制体系とし、一方で硬直的なものにならないよう、設備単位で評価する方策や個々の防火対象物単位で評価する方策必要性もあると考えているところである。

その場合に、ソフト・ハードを含めて適切な防火性能があるか検証するためには、基本的には個々の建物について消防機関が判断していく必要があり、柔軟に消防機関が対応できる仕組みを設けることが重要であると認識している。

- 消防法施行令第32条については消防機関でかなり自由に運用されているとのことであったが、施行令第32条をなぜ適用しなかったのかと裁判で訴えられている状況があり、消防機関が適当に運用しているわけではなく、ある程度基本的な基準に従って運用されている。

また、ハードとソフトのコンビネーションで実際に費用がかからないようにやる方法もあるが、テナントが頻繁に変更される現状では防火意識の高い事業所が変更した後、どうやってその建物の安全性を確保するのか大きな問題がある。したがって、基本的にはある程度ハードで規制し必要があるのではないか。特に建築基準法以上に消防法は、現在、安全かどうか最大の問題であり、全て性能規定で実施すれば良いというものではないのではないか。

- 消防法施行令第32条の運用に当たっては、防火対象物の危険性の評価が十分なされている必要がある。しかし、用途変更が非常に頻繁に行われる状況では、非常に難しいものがある。したがって、どういう用途であっても、建築構造上、火災が発生した際に十分に避難できる構造にしておく必要があるのではないか。ただ、危険性評価は、用途は変わっても恒久的にやれば良いが、特殊な用途になると恒久的な評価を行うことは難しいという問題もあるので検討していただきたい。

さらに、令第32条の運用については、消防機関といえどもいいかげんに運用しているのではなく、現行法では十分にカバーできない、あるいは同等の機能があるということで運用されているものである。その場合、防火性能を評価する機関の能力が問題になってくるのであり、消防機関だけでは難しいところもあるの

で、消防や建築関係の人間が集まって様々な観点から議論をし、危険性というものを正當に評価する方法を早急に検討していただきたい。

- ・ 現在はストック型の時代に入っている。一方で、建基法も消防法も比較的に新しい建物に対しての考え方が優先しており、古い建物に対しては十分に整備されていない。様々な評価を行うに当たっても、いわゆる新築にもと既存のものとをどう評価するのかという問題があり、評価のあり方ということは論議されるべきである。

また、特に大切なものは何かという問題がある。例えば、スプリンクラー設備や自動火災報知設備ではできた時の精神が中古になっても生かされていないといけない。そういった設備等については、優先して設計された当初の基準に近づけていくような方策を明示したり、利用者に対し安心感を与える安全基準であるべきである。

さらに、もっと実施してくべき事項としては地下街評価がある。これは様々な用途を組み込んで、多数の法律も関係し、ゴールデン地下街とかいろいろなところの経験を踏まえて、複雑化していった場合のポイントとしては極めて大事なところで、なかなか数式で評価できるわけではないが、そこに様々な分野のエキスパートを入れて、特に大規模事業所にあっては拡大32条的な形のものやっていくことも考える必要がある。その応用として小規模及び中規模事業所に、今何が問題になっているのか考えるべきである。例えば新宿歌舞伎町の例にしても、風営法や土地利用の問題など、様々なことが関連して存在するわけであり、それをどのようにクリアしていき、より安全なものを作っていくことが地域の安全にも繋がっていく。是非、消防法もどのような活躍の場があるか、使われる場があるかということもまた考えて、1番はそれをストックというものに焦点を絞ってどのようにすべきか検討する必要がある。

【消防用機器等の公的認証制度のあり方】

- ・ 消防機器の公的認証制度のあり方において、例えばエアゾール式の消火器は自主表示に移すということがあるが、消防機器の規制は国民の生命、財産に係るという観点から規制を行い、その品質確保を図ることが基本にある。したがって、人命が大切だという認識に立つなら、一般の製品と消防機器の性格というのは違うのであり、消防機器は何かあればコールすれば良いものではないという認識に立つ必要がある。

【講習制度のあり方】

- ・ 参考資料の消防本部からの意見等のうち講習制度の統合等に関する意見に賛成である。特に最近の経済情勢が悪い中、勤務する警備員又は管理要員については民間でも官庁でもほぼ同様に消防法の講習の修了者、それも3点ないし4点、多いところは5点ぐらいの資格を全員が持たないと勤務できないというような条件が付されている。講習料の高さもさることながら、再講習も非常に時間等がとられてしまうので、こういった点について整理、統合されることは非常に重要である。コスト的な問題も、所有者側に請求するわけにいかないの、負担軽減は業者側として大変に大きいものがある。

また、似たような資格等、重複が多い部分の一本化等について積極的にお願いをしたい。